今月の経理情報

2005年11月

今回のテーマ: 法人事業税の分割基準の改正

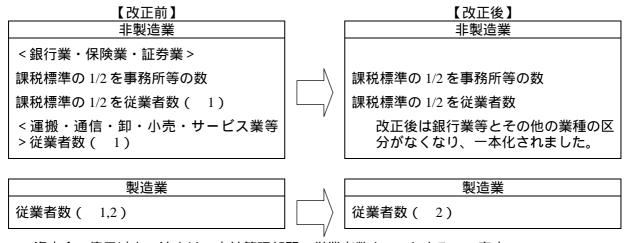
二以上の都道府県に事務所等を有する法人は、課税標準額の総額を一定の基準により各都道府県に配分して事業税額を算定しますが、平成17年度の税制改正においてこの配分方法(=分割基準)の見直しがありました。

改正の経緯

法人事業税の分割基準として多くの業種は従業者数を基準としてきましたが、法人の事業活動が人 的資本のみに頼らなくなったことや、税収が大都市圏に集中する傾向が強くなってきたことから、税 源帰属の適正化を図るため今回の改正が行われました。

改正のポイント

- 1) 非製造業(鉄道・軌道事業、倉庫業、電気・ガス供給業を除く)については、課税標準の 1/2 を事務所等の数により、1/2 を従業者数により按分する。
- 2) 資本金1億円以上の法人について、本社の管理部門の従業者数を1/2とする圧縮措置を廃止する。



- (1)資本金1億円以上の法人は、本社管理部門の従業者数を1/2とする。(廃止)
- (2)資本金1億円以上の法人は、工場の従業者数を1.5倍とする。(継続)
- (3)鉄道・軌道事業、ガス供給業及び倉庫業、電気供給業については、分割基準の改正はありません。

お見逃しなく!

- 1. この改正は平成 17年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。3月決算法人について前年度実績に基づき中間申告をする場合は改正前の分割基準が適用されますが、仮決算により中間申告をする場合は改正後の分割基準が適用されますので注意が必要です。
- 2. 従業者数は、事業年度又は計算期間の末日現在における人数で判定します。
- 3. 事務所等の数は、事業年度又は計算期間の末日現在で判定します。